

事業承継・M&Aについて

中小企業庁事業環境部財務課

地域における事業承継支援について

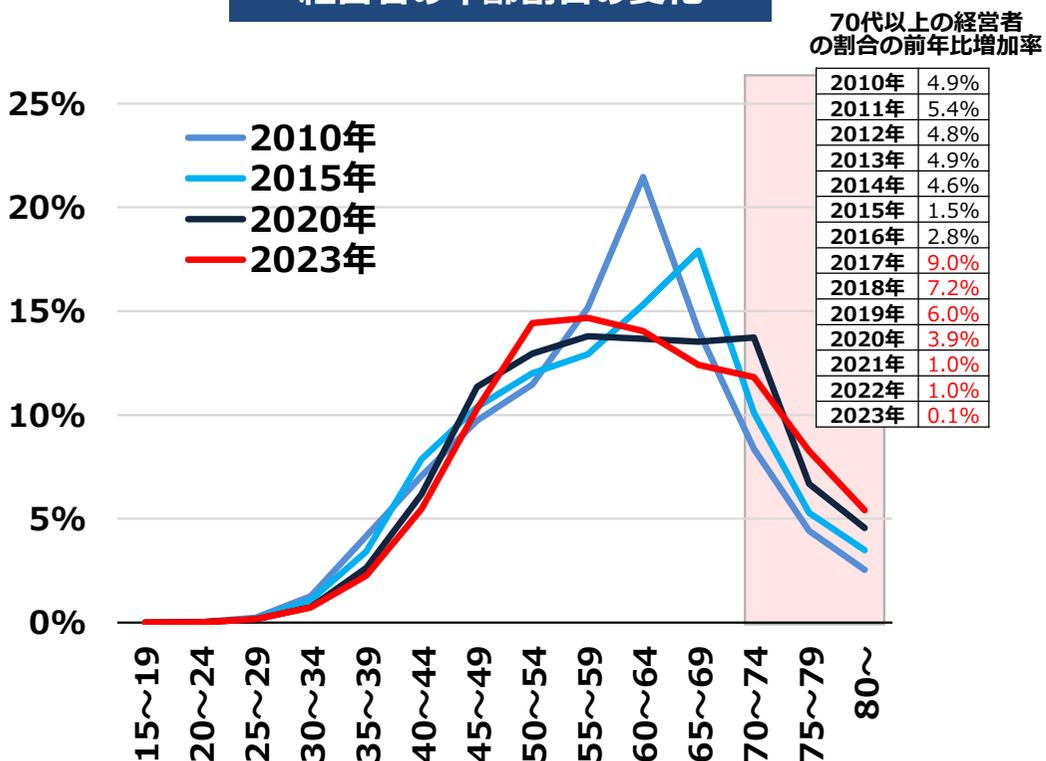
令和7年1月

中小企業庁財務課

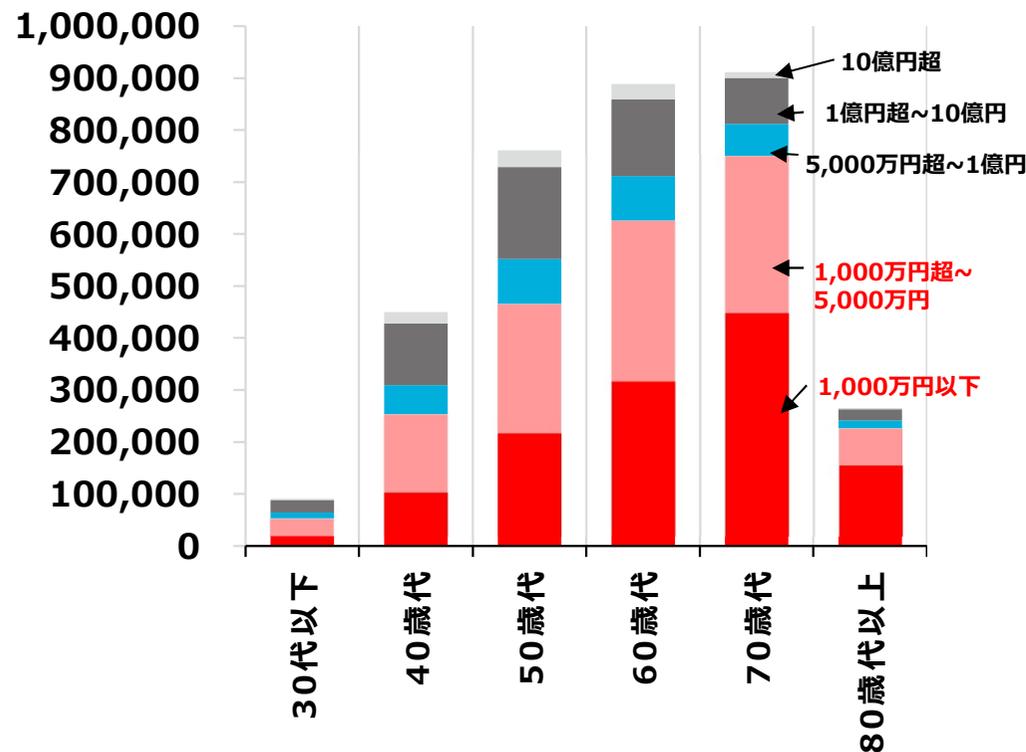
経営者の高齢化と事業承継の進展

- 70代以上の経営者の割合の増加率は漸減するなど、事業承継には一定の進展が見られるものの、2023年時点の経営者年齢は平均60.5歳であり、過去最高を更新。
- 特に、売上高5,000万円以下などの小規模な事業者においては、70歳代以上の経営者が多い状況。

経営者の年齢割合の変化



経営者の年齢割合別の中小企業数 (売上高別、2021年度)



(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。

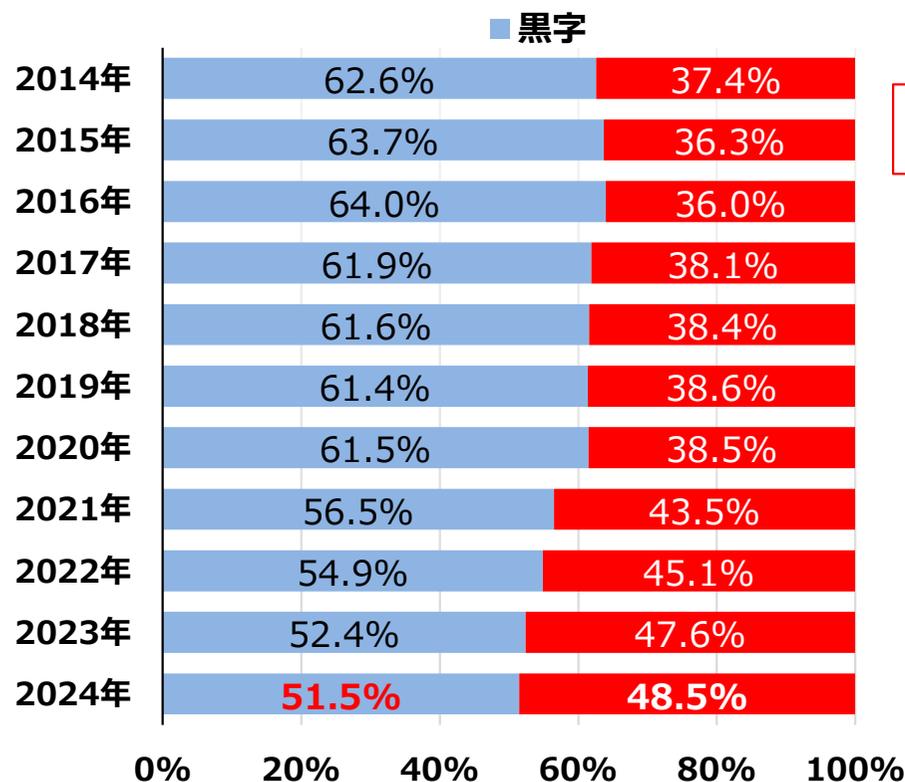
(出所) 「2023年度版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2024年)を基に作成。

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査(令和4年確報(令和3年度決算実績))」を基に作成

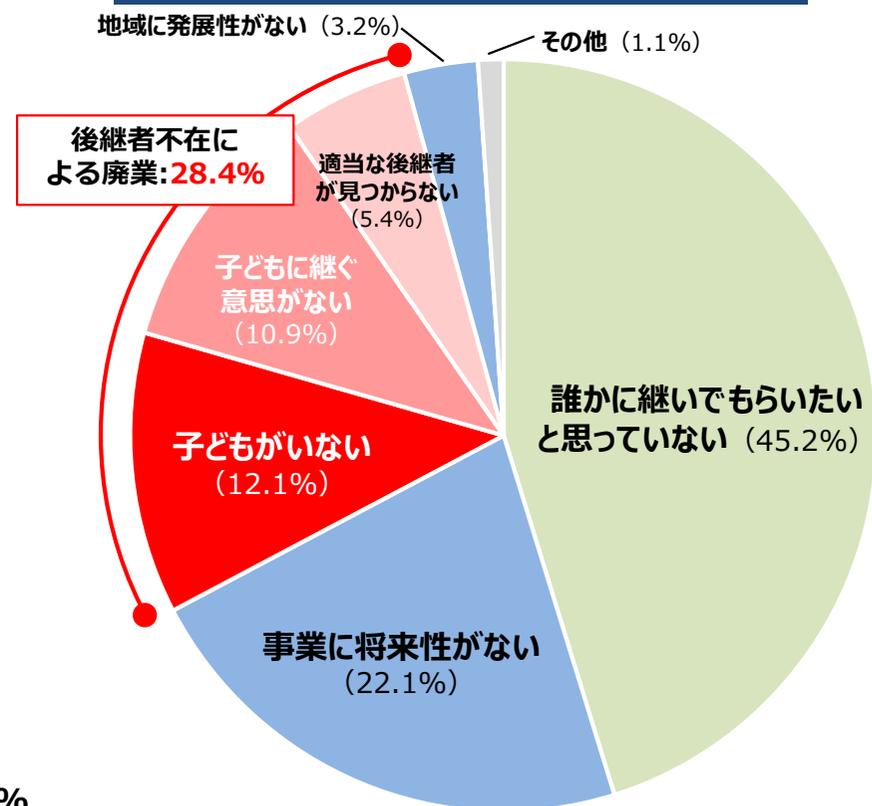
後継者不在による廃業等の発生

- 休廃業・解散件数は直近で年5～6万件程度であり、このうち、黒字廃業の比率が半数を超える状況。また、廃業する予定の企業に廃業理由についてたずねたところ、後継者不在による廃業が約3割を占める。

休廃業・解散事業者の損益別比率



廃業理由（廃業予定企業、2023年）



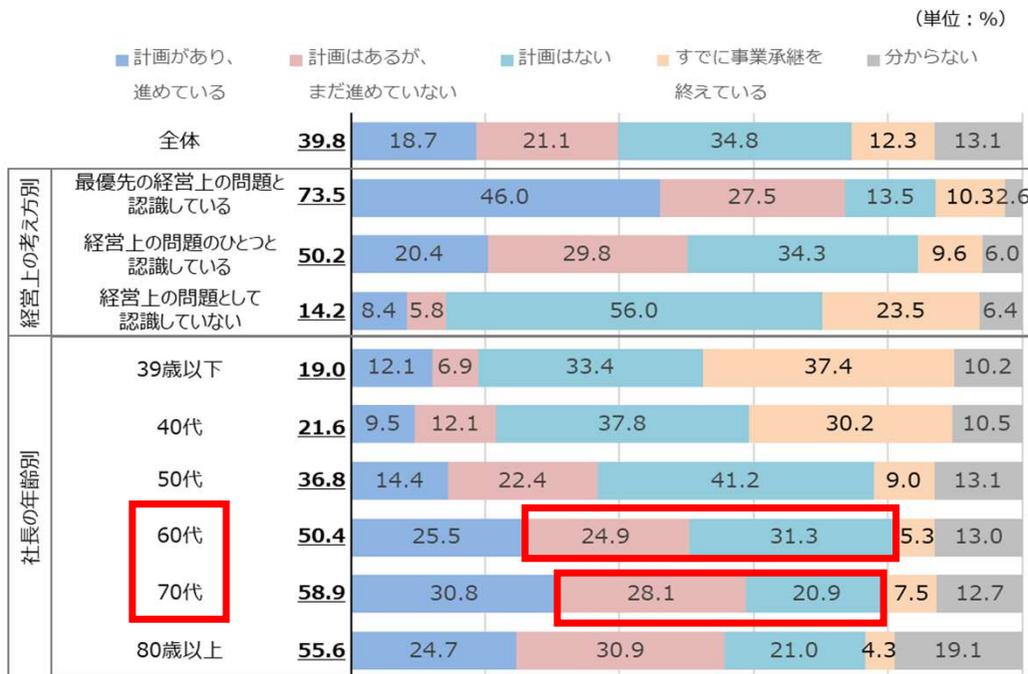
(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業。右図の回答数:2,491者。

(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ、日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」を基に作成。

早期の事業承継の検討の重要性

- 後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間（後継者の育成期間含む）は、3年以上を要する割合が半数を上回る。事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠。

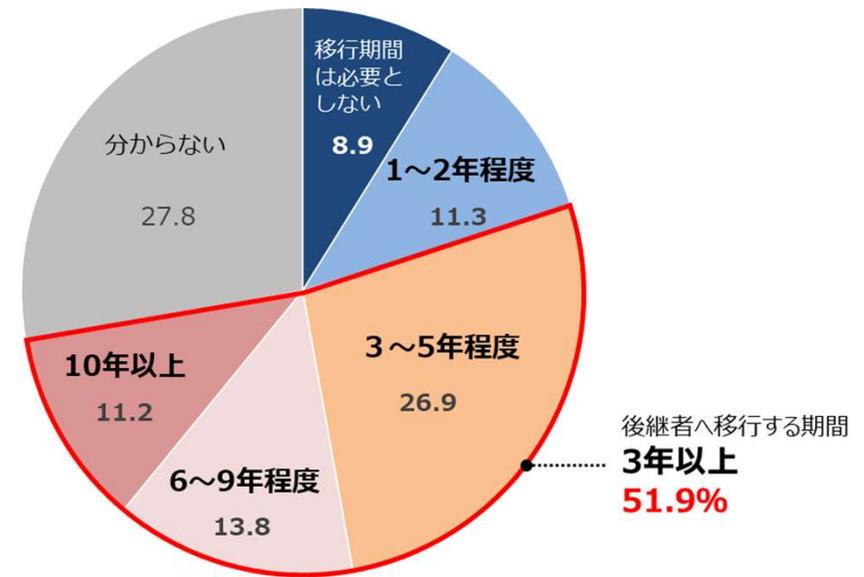
事業承継に関する計画の有無 -経営上の考え方別・社長の年齢別-



注1：母数は有効回答企業1万2,000社。「社長の年齢別」の母数は、社長年齢が判明している企業1万731社
 注2：下線の数字は「事業承継の計画がある（「計画があり、進めている」「計画はあるが、まだ進めていない」の合計）の割合

(出典) (株) 帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2020年)再編加工

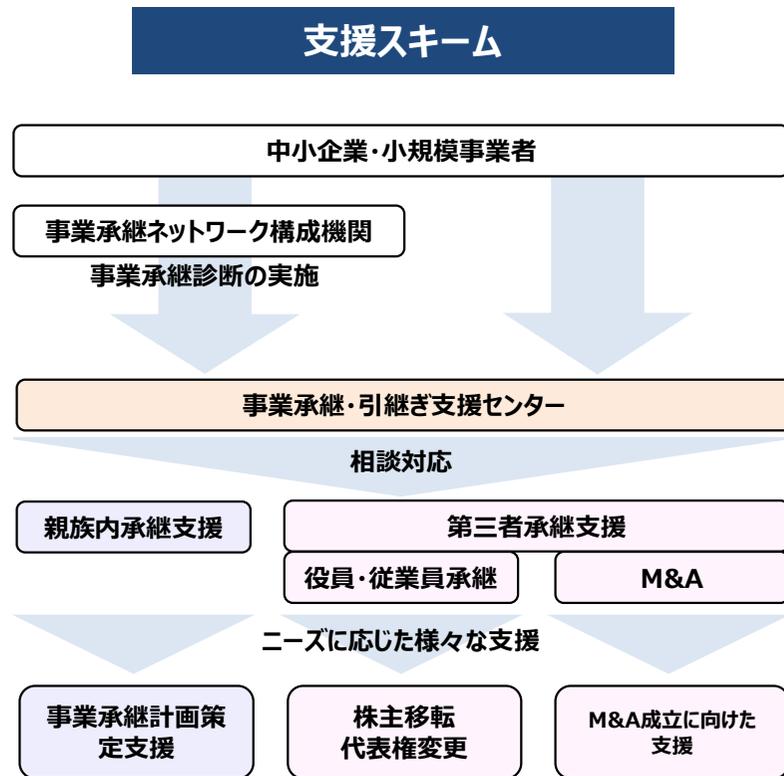
後継者への移行にかかる期間



(出典) (株) 帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2021年8月)
 (注) 母数は有効回答企業1万1,170社

事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

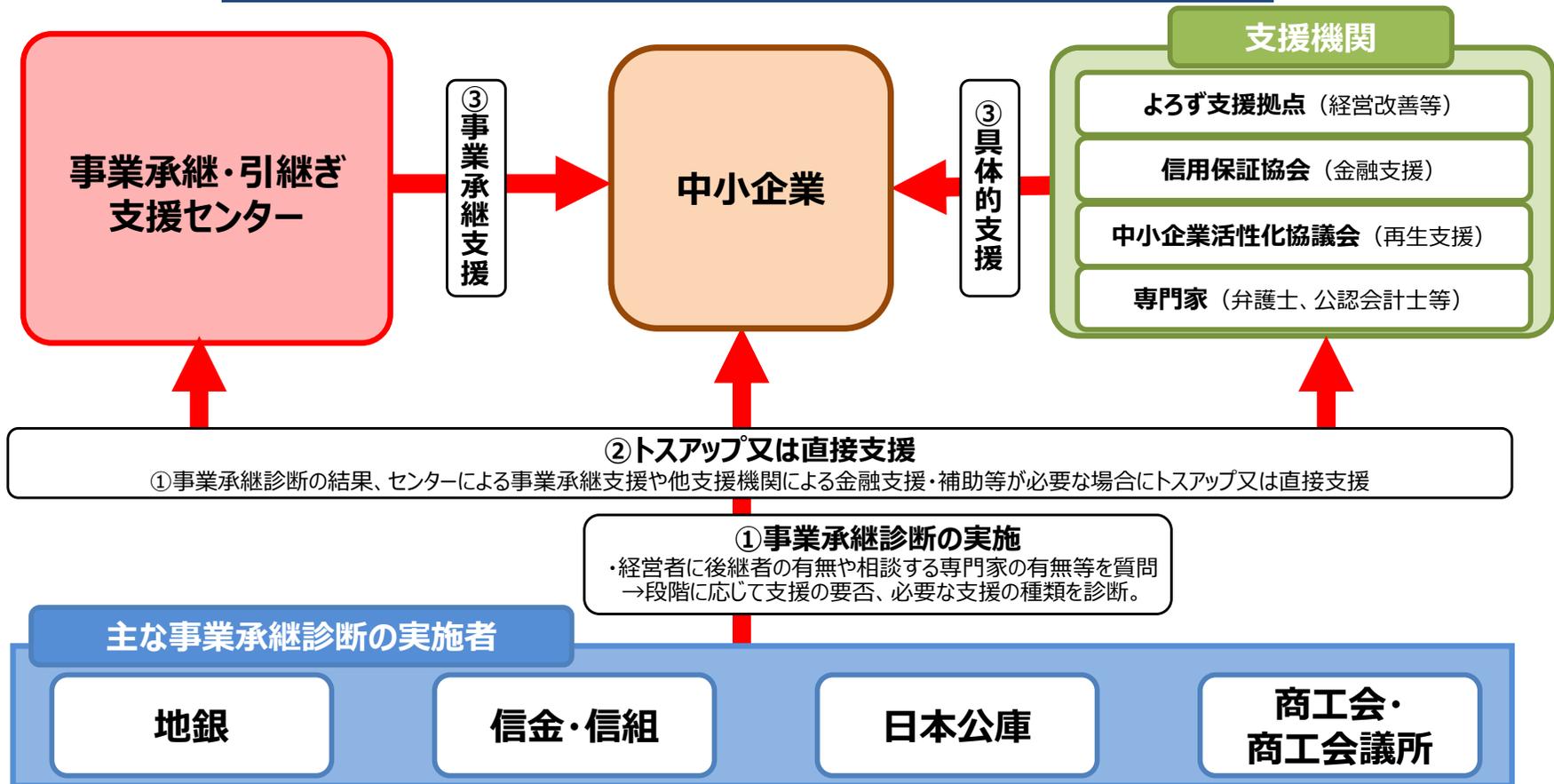
- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

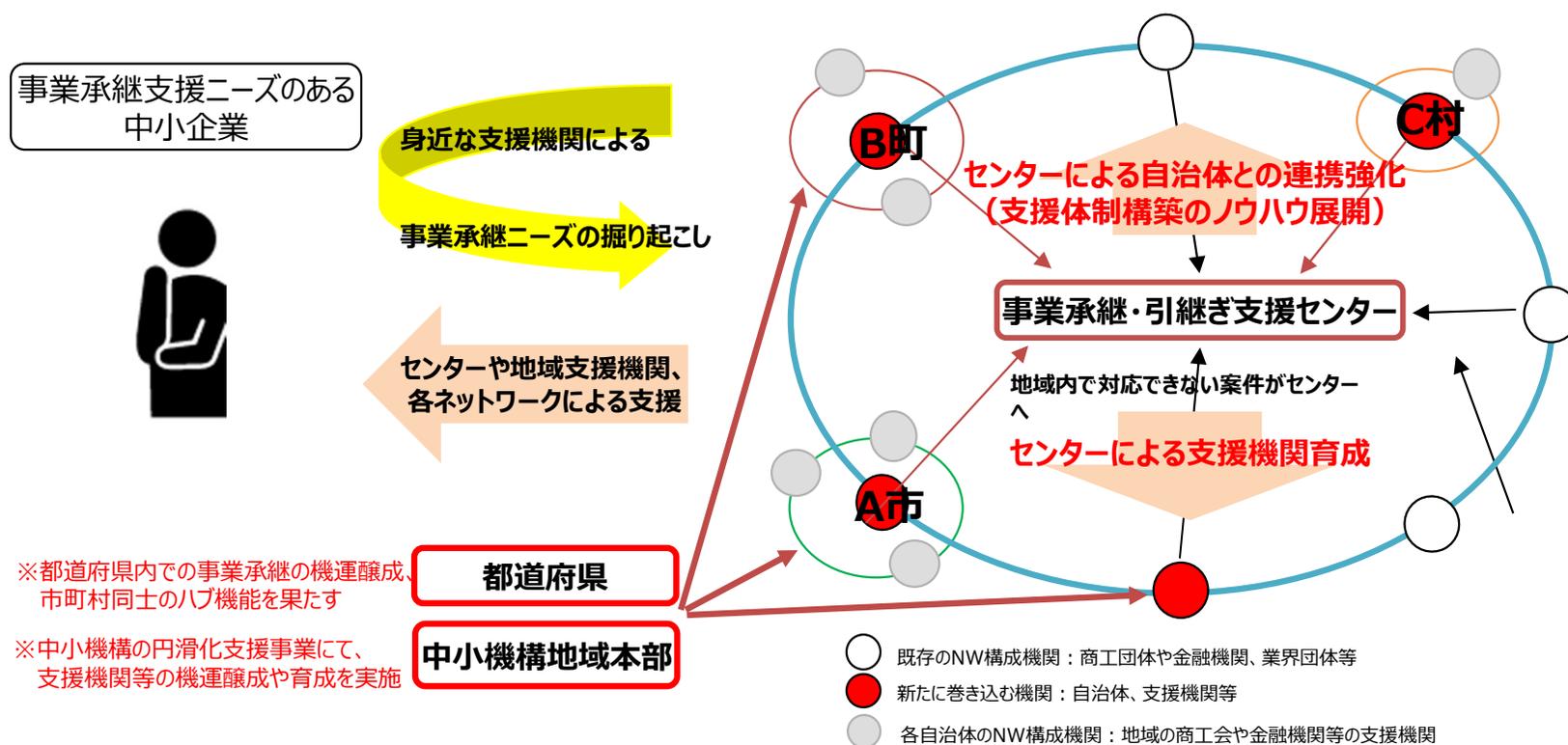
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし（累計約120万件実施）。

NW構成メンバーと支援スキーム ※事業承継・引継ぎ支援センター中心に都道府県ごとに設置



自治体が関与した事業承継支援のイメージ

- 自治体は、中小企業からの信頼性・安心感を有し、地域内の関係機関の連携のハブとなることができる存在。
- 事業承継・引継ぎ支援センターのネットワークの中に自治体を中心としたメッシュの細かい地域単位のネットワークを複数構築していくことを図りながら、中小企業の事業承継に関する実態把握（支援ニーズの所在の確認）や、個別訪問・セミナー等を通じた中小企業への事業承継の啓発、（必要に応じて）マッチング支援、補助金、事業承継後の経営支援、後継者支援等を行い、喫緊の課題である未だ支援が行き届いていない小規模な事業者等への事業承継の気づきの提供や支援ニーズの掘り起こしにつなげていくことが重要。



自治体が事業承継支援を行う必要性/重要性

事業承継支援における自治体の価値

- ① 中小企業からの信頼性、安心感が高い
- ② 支援対象として、域内の全ての（民間市場では支援対象にならない社も含め、）中小企業を対象にできる
- ③ 利害関係が少ないため、地域内の関係機関の連携のハブとなることができる

事業承継支援に伴う自治体へのメリット

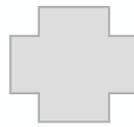
- 経営者の高齢化等による休廃業を減少させることによって、①地域機能・地域活力の維持、②働く場の確保、③（固定資産税等の）税収の維持などが期待される

基礎自治体における事業承継で必要な要素

① 中小企業の事業承継に関する実態把握（支援ニーズの所在の確認）

② 中小企業の事業承継支援に関する地域内の体制構築（必要に応じて案件を橋渡しできるようにする）

③ 個別訪問、セミナー等を通じた中小企業への事業承継の啓発（気づきの提供）



④ （必要・余裕に応じて） マッチング支援、補助金、事業承継後の経営支援、後継者支援等

(参考) 自治体向けの支援手引きの作成、オンラインセミナーについて

- 中企庁では自治体における事業承継支援の手引きを作成しており、手引きは年度内に公表するとともに、その概要等について3月3日にオンラインセミナーを実施することを予定。

参加無料

中小企業庁主催 自治体向け事業承継支援オンラインセミナー

本セミナーでは、全国自治体における事業承継支援の取組実態や課題などを概観するとともに、先導的に事業承継支援に取り組む自治体や支援機関の担当職員から、最前線の活動を講演頂きます。このほか、地域の实情に合わせた適切な支援体制の構築に役立つ「自治体向け”事業承継支援体制構築のための手引書”」や、中小企業庁や総務省による関連施策も紹介します。
ふるってご参加下さいますようお願い申し上げます。

◆開催日時 **2025年3月3日(月)**
14:00-16:30(予定)

◆開催方法 Webexウェビナー
定員:1,000名(先着順)

◆プログラム

◆対象

- 自治体職員
- 支援機関職員 等
(商工団体、金融機関等)

時間	テーマ
第Ⅰ部 14:00-14:15 全国の自治体における 事業承継支援の概観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開会挨拶 ■ 自治体における中小企業の事業承継支援の現状と課題
第Ⅱ部 14:15-15:30 事業承継支援の最前線 ～先導自治体の活動紹介～	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模自治体の取組事例 <u>秋田県北秋田市</u> 14:15-14:40 ■ 中規模自治体の取組事例 <u>三重県名張市</u> 14:40-15:05 ■ 中核市の取組事例 <u>愛知県豊橋市</u> 15:05-15:30
休憩 15:30 - 15:40	
第Ⅲ部 15:40-16:25 支援体制の構築に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体向け「支援体制構築のための手引書」の紹介 中小企業庁の支援策の紹介 15:40-16:00 ■ 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの取組 16:00-16:15 ■ 総務省の支援策の紹介 16:15-16:25 ■ 閉会挨拶

申込URL：
<https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/sme-seminar>



參考資料

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

○事業承継の相談/M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M&A補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2~2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継前の設備投資等支援

事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円~1000万円※、補助率1/2~2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

○M&A後の設備投資等の支援

事業承継・M&A補助金（PMI推進枠）

- ・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800~1000万円※、補助率1/2~2/3）

中小企業経営強化税制（D類型等）

M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却 等

（凡例）

- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業であるPMI（Post Merger Integration）の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

事業承継・M&A補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M&Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型
補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売手支援類型
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



■ PMI専門家活用類型
補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

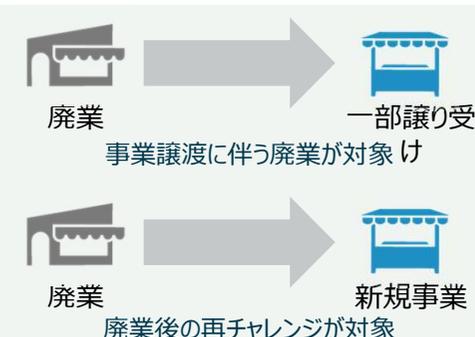
■ 事業統合投資類型
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定(2028年末まで)**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

法人版事業承継税制

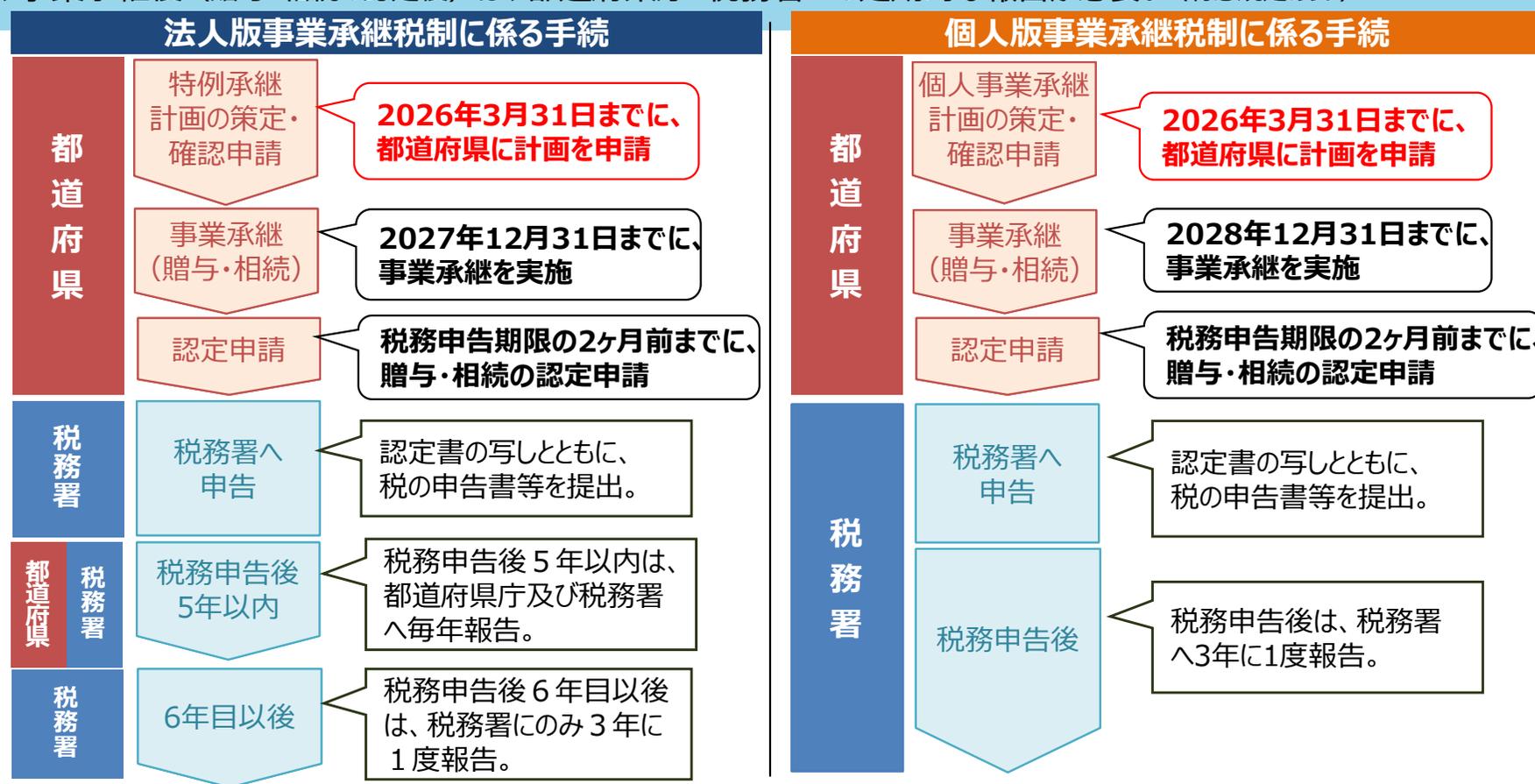
	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）



※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

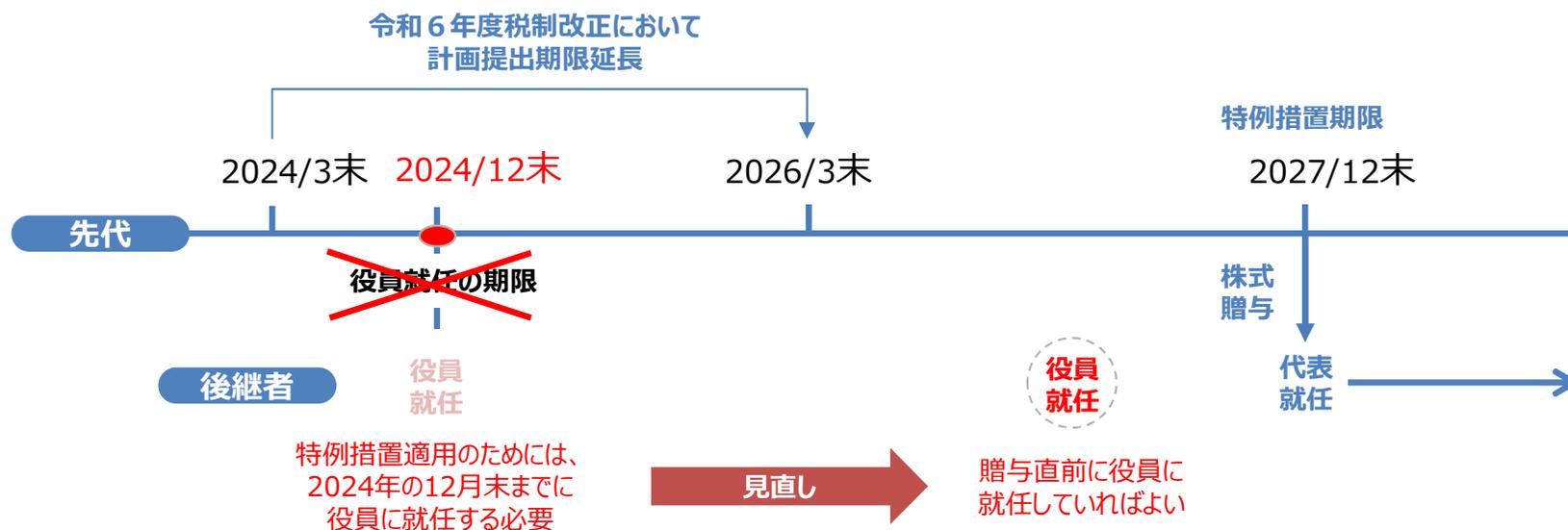
法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し (相続税・贈与税)

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要がある**」という**役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



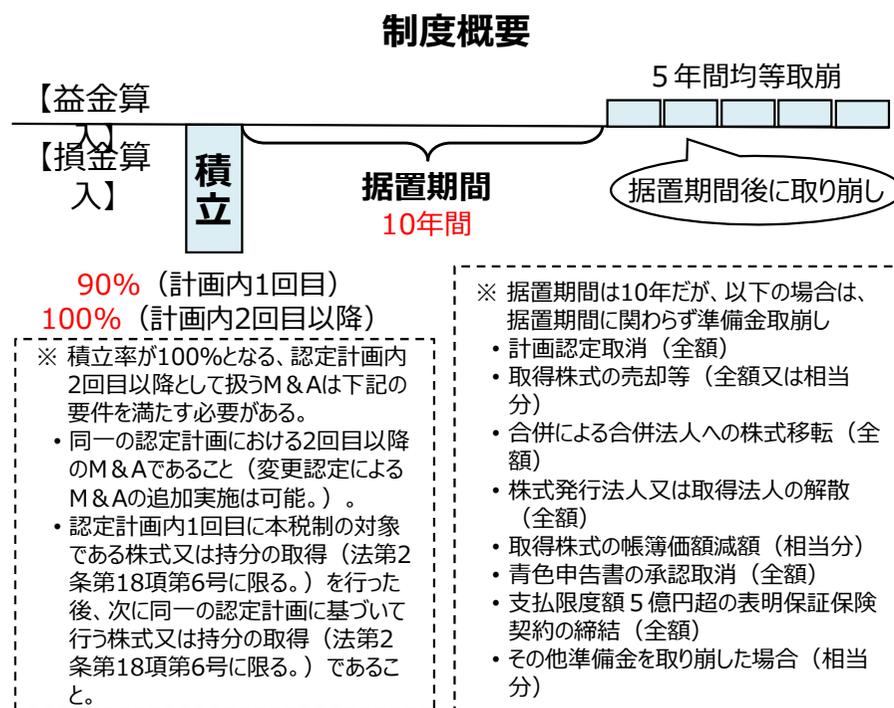
※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M&A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM&Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM&Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



- ※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件 (14頁目) に加え、下記の要件を満たすM&Aが対象。
- 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
 - 認定事業者がみなし大企業でないこと。
 - 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
 - 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項各号に掲げる措置) であること。
 - 支払限度額 5 億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。
- ※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM&Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可) 。

(参考) 特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	<p>中堅企業者*又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。</p>
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 (事業部門単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <p>①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍</p>
財務の健全性 (企業単位)	<p>計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。</p> <p>①有利子負債/キャッシュフロー≤10倍 ②経常収入>経常支出</p>
雇用への配慮、賃上げ	<p>①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇</p>
事業構造の変更	<p>取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）</p>
前向きな取組	<p>計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。</p> <p>①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減</p>
グループ内連携	<p>特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。</p> <p>①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者を導入し、経営の効率化を図ること。</p>

(参考) 日本政策金融公庫 「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年2月に、中小グループ化への支援充実化を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充。

目的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	<p>1 <事業承継計画関連> 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>2 <事業承継関連> 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 及び当該事業者から事業を承継・集約される者</p> <p>3 <承継第二創業関連> 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。）</p> <p>4 <代表者個人関連> 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>5 <経営者個人保証免除関連> 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	(中小企業事業) : 7億2千万円→ 14億4千万円 、(国民生活事業) : 7千2百万円 (うち運転資金4千8百万円)
融資期間 (据置期間)	<p>設備資金 20年以内 (うち据置期間2年→5年以内)</p> <p>長期運転資金 7年以内→10年以内 (うち据置期間2年→5年以内)</p>
融資利率	<p>貸付対象1 基準利率又は特別利率① (認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合 (現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。)) は特別利率②)</p> <p>貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は②</p> <p>貸付対象3 基準利率又は特別利率②</p> <p>貸付対象4 特別利率① (付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②)</p> <p>貸付対象5 基準利率</p> <p>※特別利率の適用 4億円→8億円</p>

これまでの中小M&Aガイドライン・登録制度における対応

- 2020年度に「中小M&Aガイドライン」を公表し、M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M & A 業者等に対して適切なM&Aのための行動指針を提示。さらに、2023年度にM&A専門業者の支援の質向上の観点から第2版として改訂。
- また、2021年度にガイドラインの遵守宣言等を要件とする「M&A支援機関登録制度」の運用を開始（登録要件を充足しない場合、登録取消しができる）。なお、「事業承継・引継ぎ補助金」の「専門家活用枠」の補助対象を登録機関の支援を受けた場合に限定。

中小M&Aガイドライン

第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き

- ◆ 合計18個の中小M&A事例を提示し、M&Aを中小企業にとってより身近なものに。
- ◆ 中小M&Aのプロセスごとに確認すべき事項や、適切な契約書のひな形を提示。
- ◆ 仲介手数料（着手金/月額報酬/中間金/成功報酬）の考え方や具体的事例の提示により、客観的に判断する基準を示す。
- ◆ 支援内容に関するセカンド・オピニオンを推奨。

第2章 支援機関向けの基本事項

- ◆ M&A専門業者に対しては、適正な業務遂行のため、
 - ① 契約上の義務の履行・職業倫理の遵守
 - ② 売手と買手双方の仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底等、リスクを最小化する措置を講じる
 - ③ 仲介契約・FA契約締結前の重要な事項の説明を行う
 - ④ 他のM & A 支援機関へのセカンドオピニオンを求めることを許容する契約とする
 - ⑤ 契約期間終了後も手数料を取得する契約（テール条項）を限定的な運用とする 等の行動指針を策定
- ◆ 金融機関、士業等専門家、商工団体、プラットフォームに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。

M&A支援機関登録制度

- ◆ ガイドラインの遵守宣言等を要件として、ファイナンシャルアドバイザー（FA）業務又は仲介業務を行う者を登録する制度
- ◆ 登録要件を充足しない場合、登録取消しができる。
- ◆ 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象を、ガイドライン遵守を宣誓した登録支援機関による支援に限定。

中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）の全体像

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

① 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項

- 【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性⇒（納得できない場合）他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討
- 【仲介者・FA向け】手数料（仲介者の場合、相手方の手数料を含む。）の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

② 広告・営業の禁止事項の明記

- 【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

- 【仲介者向け】追加手数料の支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、情報の扱いに係る禁止事項の明確化⇒これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

④ ネームクリア・テール条項に関する規律

- 【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

- 【中小企業向け】最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説⇒専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。
- 【仲介者・FA向け】リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

- 【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談*の検討。
- 【仲介者・FA向け】上記*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営者保証の扱いの調整。
- 【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

⑦ 不適切な事業者の排除について

- 【仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。

手数料の公表について（2024年8月公表）

- R6年度の「M&A支援機関登録制度」における登録継続の要件として、手数料の算定基準の開示を求める。「M&A支援機関登録制度」ホームページ上のデータベース (<https://ma-shienkikan.go.jp/search>) で開示し、最低手数料の水準や報酬基準額の種類等で検索が可能な形で公表（検索機能は今後追加予定）。

登録支援機関データベース

法人 サンプル

業種 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) M&A支援機関の種類 士業等専門家 - 税理士

M&A支援業務開始時期 2023年1月

M&A支援業務専従者の従業員数 1人

支援業務提供都道府県 全国

法人番号 サンプル

代表者氏名

本店所在地

会社HP

資本金 500~1,000万円未満

従業員数 0~2人

FA手数料体系 譲渡側 譲受側

仲介手数料体系 譲渡側 譲受側

情報更新日 2024年5月1日

閉じるへ

支援機関別の手数料体系

法人 サンプル

※下記はM&A支援機関から標準的な手数料体系として報告されたものであり、個別の案件によって実際の手数料は異なる場合があります。ご留意ください。詳細については、M&A支援機関に個別にお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

レーマン方式 / 主に使われている報酬基準額の例

成功報酬算定方法 (税抜)

主な算定方法 レーマン方式

主な報酬基準額 移動総資産レーマン方式

報酬基準額	報酬率/報酬額
～ 100万円以下	5%
100万円超 ～ 1,000万円以下	4%
1,000万円超 ～ 5,000万円以下	3%
5,000万円超 ～	2%

最低手数料 (税抜)

設定 有 金額 500万円

標準的な各手数料体系 (税抜)

項目	有/無	金額	成功報酬の内数	報酬の発生時点
着手金	有	500万円	成功報酬に含む	-
中間金	有	500万円	成功報酬に含む	企業概要書作成終了時
月額報酬	有	500万円	成功報酬に含む	-
タイムチャージ	有	-	成功報酬に含まない	-

成功報酬 ... 成功報酬は、主にクロージング時等の案件完了時に発生する手数料である。

着手金 ... 着手金は、主に依頼者との仲介契約・FA契約締結時に発生する手数料である。

中間金 ... 中間金は、基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点で発生する手数料である。

月額報酬 ... 月額報酬 (定額顧問料、リテーナーフィーと呼ばれることもある。) は、主に月ごとに定期的に定額で発生する手数料である。

タイムチャージ ... タイムチャージは、時間単価と稼働時間で発生する手数料である。

※支援形態 (仲介・FA) / 支援対象 (譲受・譲渡) 別に表示

中小PMIガイドラインと中小PMIガイドライン講座について

- 2022年3月にした「中小PMIガイドライン」の本編と簡略にまとめた概要版を公表。
- 2023年3月に中小PMIガイドラインをさらに波及すべく、中小PMIガイドラインを解説した「中小PMIガイドライン講座」をYouTubeにて公開。

中小PMIガイドライン



中小PMIガイドライン講座 (YouTube)



PMI実践ツール等の策定

- 中小企業において、PMIの認知度が低く、PMIの重要性についての理解が不足しており、PMIに関する自社内のノウハウ等が不足している状況を踏まえ、PMIの普及、支援機関の裾野拡大を図るべく、2024年3月に以下の資料を策定・公表。

(https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/sme_pmi_guideline_course.html)

- 中小PMIガイドラインにおいて示した「型」に即してPMIを実践するための補助ツールを、PMI支援実証事業の譲受企業と支援機関において実際に活用の上、策定するとともに ツール活用のポイントを取りまとめ（PMI実践ツール、ガイドブック）。
- PMI支援実証事業に参加した 譲受企業と支援機関が実際に行ったPMIの取組や支援の具体的な内容や成果を取りまとめ（事例集）。

	公表予定物	対象	目的	概要
1	PMI実践ツール、ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> PMIのノウハウ等がない中小企業であっても、PMI実践ツールを活用することで、一定程度、中小PMIガイドラインを踏まえたPMIを実施していただく PMI支援機関において、PMIを支援する際の補助的なツールとして活用していただく 	<ul style="list-style-type: none"> 中小PMIガイドラインの標準的なステップ・取組内容を踏まえたPMI実践ツール PMI実践ツールを活用し、PMIに取り組む場合のポイント・留意点を取りまとめたガイドブック
2	事例集	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> PMIの認知度向上のために、PMIの取組のイメージや重要性を理解していただく 各ケースに応じたPMIの具体的な進め方やポイントを紹介し、手法を理解していただく 	<ul style="list-style-type: none"> 実証参加案件におけるPMIの取組や、支援機関による支援の具体的な内容や、その成果を紹介

「アトツギ甲子園」概要について

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。
- 令和2年度より開始し、今年度（令和6年度）で、5回目の開催。
- 書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催し、各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会を開催。経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出の増加、取引先増、社内外における規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いにつながり事業承継につながるきっかけに。

概要

- エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者
- 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション
- 地方予選大会、決勝大会は各会の有識者が審査
- 地方大会予選では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出

大会日程

～12/6

エントリー

12/中旬

書類審査

1/17～2/7

地方大会

九州・沖縄ブロック（福岡）
中国・四国ブロック（岡山）
近畿ブロック（兵庫）
中部ブロック（愛知）
関東ブロック（東京）
北海道・東北ブロック（宮城）



2/20

全国大会



各賞

経済産業大臣賞

ベストサポーター賞

※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定

中小企業庁長官賞

優秀賞

民間賞